

平成 29 年 4 月 1 日

# 株式会社西日本住宅評価センター

## 建築物省エネ法判定業務規程

### 目次

#### 第 1 章 総則

- 第 1 条 (趣旨)
- 第 2 条 (基本方針)
- 第 3 条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第 4 条 (事務所の所在地)
- 第 5 条 (判定の業務を行う区域)
- 第 6 条 (判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

#### 第 2 章 判定の業務の実施の方法

- 第 7 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第 8 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第 9 条 (判定の実施方法)
- 第 10 条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第 11 条 (適合判定通知書の交付等)

#### 第 3 章 適合性判定員等

- 第 12 条 (適合性判定員の選任)
- 第 13 条 (適合性判定員の解任)
- 第 14 条 (適合性判定員の配置)
- 第 15 条 (適合性判定員の教育)
- 第 16 条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第 17 条 (秘密保持義務)

#### 第 4 章 判定手数料等

- 第 18 条 (判定手数料等の支払)
- 第 19 条 (判定手数料を減額するための要件)
- 第 20 条 (判定手数料を増額するための要件)
- 第 21 条 (判定手数料等の返還)

## 第5章 雑則

第22条（登録の区域等の掲示）

第23条（判定業務規程の公開）

第24条（財務諸表等の備付け）

第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）

第26条（帳簿及び書類の保存期間）

第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第30条（判定の業務に関する公正の確保）

第31条（損害賠償保険への加入）

第32条（事前相談）

## 附則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社西日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下「判定」という。）の業務の実施について、法第48条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時40分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日（ただし、第4条第8号の事務所に限る。）及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日まで

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本社 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
- (2) 大阪支店 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
- (3) 名古屋支店 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番31号
- (4) 神戸支店 兵庫県神戸市中央区京町75番地1

- (5) 京都支店 京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町 206
- (6) 福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 3 番 23 号
- (7) 岡山支店 岡山県岡山市北区下石井二丁目 1 番 18 号
- (8) 広島支店 広島県広島市中区本川町二丁目 6 番 5 号

(判定の業務を行う区域)

第 5 条 判定の業務の業務区域は、日本全域とする。

(判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第 6 条 センターは、法第 41 条第 1 項第 1 号の(1)から(3)までに定める特定建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第 2 章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第 7 条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、センターに対し、施行規則第 1 条第 1 項に規定する書類を 2 部提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第 2 条第 1 項に規定する書類を 2 部提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、センターに対し、別記様式第 1 による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 前 3 項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。この場合、前 3 項の部数の規定は適用しない。
- 5 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則

第1条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第2条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 6 センターは、前項の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを遅滞なく所管行政庁へ送付することとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)

第8条 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請(以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。)があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更(以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。)が特定建築行為に係るものであること。
  - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
  - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 センターは、第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等とセンターは、別に定める「建築物省エネ法判定業務約款」に基づき判定業務に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、センターの求めに応じ、判定のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
  - (2) 判定手数料及び軽微変更該当証明手数料(以下「判定手数料等」という。)に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 判定手数料等の額に関すること。
    - (b) 判定手数料等の支払期日に関すること。
    - (c) 判定手数料等の支払方法に関すること。

- (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
    - (a) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書(以下この条及び第 10 条において「適合判定通知書等」という。)を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
    - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のセンターに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
  - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
    - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまでに、センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
    - (c) 提出者等は、センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定手数料等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
    - (d) センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定手数料等が支払期日までに支払われないこと、その他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合は、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
    - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定手数料等の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (5) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
    - (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
    - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
    - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。
- 6 第 4 項の引受承諾書の交付は、前条第 3 項による申請の場合にあっては電

子情報処理組織にて行うことができる。この場合は、第 5 項の事項の一部については、電子情報処理組織の画面に表示できるものとする。

#### (判定の実施方法)

第 9 条 センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに建築物エネルギー消費性能適合性判定マニュアルに従い、判定を法第 45 条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者等又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

#### (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届をセンターに提出する。

- 2 前項の場合においては、センターは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

#### (適合判定通知書の交付等)

第 11 条 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 センターは、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交

付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から14日以内に提出者に交付する。

- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他のセンターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
  - (4) 判定手数料等が支払期日までに納入されていないとき。
- 4 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第3条（第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあつては、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあつては別記様式第3による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあつては別記様式第4による軽微な変更該当するかどうかを決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

- 第12条 センターの長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第40条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。
- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
  - 3 適合性判定員の数は、法第41条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。



(適合性判定員の解任)

第 13 条 センターの長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を第 4 条に規定する事務所に各 1 人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 ある事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあつては、第 4 条に規定する他の事務所に所属する適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。
- 4 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあつては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、各 2 人以上配置する。

- 2 センターは、法第 41 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に、本社確認検査本部長を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であつた者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の

利益のために使用してはならない。

## 第4章 判定手数料等

(判定手数料等の支払)

第18条 提出者等は、別表3に定める判定手数料等を、銀行振込により支払する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の支払方法によることができる。

2 前項の支払に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定手数料等を減額するための要件)

第19条 判定手数料等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (3) あらかじめセンターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (4) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(判定手数料等を増額するための要件)

第20条 判定手数料等は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定手数料等の返還)

第21条 納入した判定手数料等は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかつた場合は、この限りでない。

## 第5章 雑則

(登録の区域等の掲示)

第22条 センターは、登録の区域その他業務に必要な事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 センターは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページ (<http://www.whec.co.jp>) において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 センターは、法第 49 条第 1 項の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、財務諸表等の備付及び閲覧等手続き要領を別に定め、必要な体制を整備する。

利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)の請求をするには、別表 3 に定める謄本等請求手数料を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 50 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中であっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用

いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 センターは、法第 50 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2 センターは、法第 50 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 センターは、センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 センターは、センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

(3) 建設工事に関する業務

(4) 工事監理に関する業務

3 センターは、センターの適合性判定員及び適合性判定補助員で、センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該建築物に係る判定の業務を行わせてはならないものとする。

(1) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

(2) センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

- 4 第 1 項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼす恐れがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。
- 5 適合性判定員又はセンターの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 31 条 センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

## 別表 1

適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築

11 桁目	1 : 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 未満 2 : 床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満 3 : 床面積の合計が 50,000 m <sup>2</sup> 以上
12～16 桁目	通し番号 (11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。)

別表 2 判定手数料等

(消費税別)

床面積 の合計	ホテル、病院、集会所 等及びこれらを含む複 合建築物		工場・倉庫等		左記の用途以外の建築物	
	標準 入力法等	モデル 建物法	標準 入力法等	モデル 建物法	標準 入力法等	モデル 建物法
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	350,000	180,000	150,000	80,000	180,000	120,000
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	400,000	200,000	200,000	100,000	240,000	160,000

- 1) 床面積の合計が10,000m<sup>2</sup>以上の判定手数料は、別途、見積りとする。
- 2) センターに建築物エネルギー消費性能確保計画と建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の評価申請が同時に提出された場合の判定手数料は、一律10,000円(消費税別)とする。
- 3) 規程第7条第2項に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る判定手数料は、上表の1/2とする。  
ただし、対象となる建築物に係る直前の適合判定通知書をセンター以外から交付を受けている場合は、新たに適合性判定を受けるものとして上表を適用する。
- 4) 規程第7条第3項に基づく軽微変更該当証明手数料は、上表の1/2とする。  
ただし、適合判定通知書をセンター以外から交付を受けている場合は、新たに適合性判定を受けるものとして、上表を適用する。
- 5) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,000円(消費税別)とする。

別表 3 謄本等請求手数料

(消費税別)

種類	部数	請求内容	請求手数料
謄本	1 通	財産目録、貸借対照表、 損益計算書、事業報告書 の一式	2,000円
抄本	1 部	謄本請求内容の一部	各500円